

ご利用にあたって

「令和3年経済センサスー活動調査【製造業】確報結果 鳥取県の詳細版」(以下「詳細結果」という。)は、総務省及び経済産業省から令和4年9月30日に公表された「令和3年経済センサスー活動調査 産業別集計(製造業・概要版) 結果の概要」及び令和4年12月26日に公表された「令和3年一経済センサス産業別集計(製造業に関する集計) 結果の概要」のうち、鳥取県の事業所数、従業者数、製造品出荷額等などの項目を独自集計したものである。

※ 令和3年経済センサスー活動調査の【製造業】の確報結果はすでに鳥取県の概要版として、「令和3年経済センサスー活動調査【製造業】確報結果 鳥取県の概要版」(以下「概要結果」という。)を令和5年1月31日に公表しているが、本書は「概要結果」で公表した項目に、市郡別や従業者規模別の状況、従業者30人以上の事業所の在庫額や有形固定資産額、産業細分類別の事業所数や従業者数、品目別の出荷額や加工賃収入額などの項目を加えて、「詳細結果」として公表するものである。

1 利用上の注意

(1) 「詳細結果」は、製造業について「令和3年経済センサスー活動調査」(以下「3年活動調査」という。)の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所(以下「事業所」という。)について集計したものである。

- ・ 個人経営を除く事業所であること
- ・ 従業者4人以上の事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(2) 3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和2年「工業統計調査」(以下「工業統計」という。)と単純比較ができないことに留意されたい。また、平成28年「経済センサスー活動調査」(以下「活動調査」という。)においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額、現金給与総額及び原材料使用額等などは、これらの調査分を含まない集計結果である。

(3) 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している(詳細は「2 用語の解説」を参照)。なお、速報結果の純付加価値額は企業等に関する集計であるため、事業所に関する集計結果である「詳細結果」は異なっている。

(4) 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

(5) 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、皆無、該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないものは、「-」とした。「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを示している。

「×」は集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象

が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「×」とした。更に令和2年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿であった場合、増減率を「×」とした。

(6) この「詳細結果」において、下線付きの年次の数値は活動調査、その他の年次の数値は工業統計の数値である。

調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額については、表示年次における1年間の数値である。また、事業所数、従業者数については、3年活動調査及び平成28年活動調査並びに平成29年以降の工業統計は表示年次における6月1日現在の数値、平成24年活動調査は平成24年2月1日現在の数値、上記以外の工業統計は表示年次の12月31日現在の数値である。

各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は以下のとおり。

統計調査名	経理外項目 (事業所数、従業者数)		経理項目 (製造品出荷額等、付加価値額)	
	調査時点	表示	調査期間	表示
平成13年(2001年)工業統計	平成13年12月31日現在	平成13年	平成13年1月～12月	平成13年
平成14年(2002年)工業統計	平成14年12月31日現在	平成14年	平成14年1月～12月	平成14年
平成15年(2003年)工業統計	平成15年12月31日現在	平成15年	平成15年1月～12月	平成15年
平成16年(2004年)工業統計	平成16年12月31日現在	平成16年	平成16年1月～12月	平成16年
平成17年(2005年)工業統計	平成17年12月31日現在	平成17年	平成17年1月～12月	平成17年
平成18年(2006年)工業統計	平成18年12月31日現在	平成18年	平成18年1月～12月	平成18年
平成19年(2007年)工業統計	平成19年12月31日現在	平成19年	平成19年1月～12月	平成19年
平成20年(2008年)工業統計	平成20年12月31日現在	平成20年	平成20年1月～12月	平成20年
平成21年(2009年)工業統計	平成21年12月31日現在	平成21年	平成21年1月～12月	平成21年
平成22年(2010年)工業統計	平成22年12月31日現在	平成22年	平成22年1月～12月	平成22年
平成24年(2012年)活動調査	平成24年2月1日現在	<u>平成24年</u>	平成23年1月～12月	<u>平成23年</u>
平成24年(2012年)工業統計	平成24年12月31日現在	平成24年	平成24年1月～12月	平成24年
平成25年(2013年)工業統計	平成25年12月31日現在	平成25年	平成25年1月～12月	平成25年
平成26年(2014年)工業統計	平成26年12月31日現在	平成26年	平成26年1月～12月	平成26年
平成28年(2016年)活動調査	平成28年6月1日現在	<u>平成28年</u>	平成27年1月～12月	<u>平成27年</u>
平成29年(2017年)工業統計	平成29年6月1日現在	平成29年	平成28年1月～12月	平成28年
平成30年(2018年)工業統計	平成30年6月1日現在	平成30年	平成29年1月～12月	平成29年
令和元年(2019年)工業統計	令和元年6月1日現在	令和元年	平成30年1月～12月	平成30年
令和2年(2020年)工業統計	令和2年6月1日現在	令和2年	平成31年1月～4月 令和元年5月～12月	令和元年
令和3年(2021年)活動調査	令和3年6月1日現在	<u>令和3年</u>	令和2年1月～12月	<u>令和2年</u>

(7) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

(8) 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。

ア 平成29年に調査日を6月1日(従前は12月31日)に変更したため、事業所数、従業者数については同年6月1日現在の数値、経理事項(製造品出荷額等、付加価値額、現金給与総額及び原材料使用額等)は調査時点の前年の1月～12月の1年間の実績である。平成26年以前の事業所数、従業者数については表示年次12月31日現在の数値、経理事項は表示年次1年間の実績である。

イ 工業統計については、国に属する事業所以外の全ての事業所を調査対象として集計しているが、活動調査においては、上記(3)のとおり、個人経営を除く事業所を調査対象として集計し、接続しない年があることに留意が必要である。

ウ 従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率(10%)と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

2 用語の解説

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ア 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

調査日(活動調査:令和3年6月1日、平成28年6月1日、平成24年2月1日、工業統計:平成29年以降は調査年6月1日、平成26年以前は調査年12月31日)現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)は従業者に含まれる。一方当該事業所から他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、有期雇用者(1か月未満、日々雇用)は含めない。

ア 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

イ 有給役員

法人の取締役、理事などで(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

ウ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

エ 無期雇用者(正社員・正職員)

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人(定年まで雇用される場合を含む。)をいう。

オ 有期雇用者(1か月以上)(パート・アルバイト等)

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

カ 出向・派遣受入者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に働きに来ている人をいう。

キ 臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用))

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

ク 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(3) 製造品出荷額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。)を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含まない。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの(当該事業所において最終製品として使用されたもの)

(ウ) 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。)

イ 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ その他収入額

上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいう。

(4) 付加価値額(粗付加価値額)

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

ア 従業者30人以上

付加価値額

＝製造品出荷額等 ＋ (製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額)
＋ (半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額)
－ (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1) ＋ 推計消費税額(*2))
－ 原材料使用額等 － 減価償却額

イ 従業者4人から29人まで

粗付加価値額

＝製造品出荷額等 － (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1))
＋ 推計消費税額(*2)) － 原材料使用額等

*1：平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2：推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(5) 現金給与総額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

(6) 原材料使用額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における次のア～カの合計をいい、消費税額を含んだ額である。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製

造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

カ 転売した商品の仕入額

1年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

(8) 有形固定資産額（従業者30人以上の事業所）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）

(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

イ 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

オ 有形固定資産額の算式は以下のとおり。

(ア) 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

(イ) 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

(ウ) 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(9) 水源別用水量（従業者30人以上の事業所）

事業所内で生産のために使用される用水をいい、従業者の飲料水や雑用水も含まれる。

1日当たり用水量とは、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものをいう。

ア 淡水

(ア) 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの

・上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

(イ) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(ウ) その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(エ) 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問わない。

イ 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう

(10) 事業所敷地面積（従業者30人以上の事業所）

令和3年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(11) 生産額（従業者30人以上の事業所）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。
生産額

$$= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

(12) 1事業所当たりの製造品出荷額等

下記算式により算出している。

$$(\text{製造品出荷額等} - (\text{推計消費税額} + \text{推計酒税額等})) / \text{事業所数}$$

(13) 従業者1人当たりの製造品出荷額等

下記算式により算出している。

$$(\text{製造品出荷額等} - (\text{推計消費税額} + \text{推計酒税額等})) / \text{従業者数}$$

(14) 原材料率

下記算式により算出している。

$$(\text{原材料使用額等} \times 100) \\ / (\text{付加価値額} (\text{または粗付加価値額}) + \text{原材料使用額等} + \text{減価償却額})$$

(15) 鳥取県の東部地域、中部地域、西部地域

鳥取県の東部地域、中部地域、西部地域については、次の市町村である。

本書における「地域」	含まれる市町村
東 部 地 域	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中 部 地 域	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西 部 地 域	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

3 事業所の産業分類

調査期間（活動調査：調査の前年1年間、工業統計：平成29年以降は調査の前年1年間、平成26年以前は調査年1年間）における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

(1) 集計に用いた産業分類

原則として日本標準産業分類に準拠している。

例外については次のとおりである。

本表	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業
	1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法（一般的な方法）

事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

- ア 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次にその決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様の方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

(3) 事業所の産業の決定方法（特殊な方法）

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の 11 産業である。

(4) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲について

「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具、運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

4 産業中分類名について

本書では、産業中分類名を略称及びグラフ用略称で表示しているが、正式名称は次のとおりである。

産業中分類 番号	略称	グラフ用 略称	正式名称
09	食料品	食料	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料	飲料	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維	繊維	繊維工業
12	木材	木材	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具	家具	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙	紙パ	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷	印刷	印刷・同関連業
16	化学	化学	化学工業
17	石油・石炭	石油	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラ	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム	ゴム	ゴム製品製造業
20	皮革	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石	窯業	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼	鉄鋼	鉄鋼業
23	非鉄金属	非鉄	非鉄金属製造業
24	金属製品	金属	金属製品製造業
25	はん用機械	は用	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	生産	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス	電子	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械	電気	電気機械器具製造業
30	情報通信機械	情報	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械	輸送	輸送用機械器具製造業
32	その他の製品	その他	その他の製造業